



人事・労務に役立つ NEWS

# 事務所通信

発行：東京都労働保険協会

〒101-0061 東京都千代田区神田三崎町 2-12-7

TEL 03-5809-2872 FAX 03-5809-2873

**重要・  
要確認**

## 令和8年分以後の給与の源泉徴収事務における注意点を確認しておきましょう

令和7年度税制改正により、基礎控除の見直し等（基礎控除の見直し、給与所得控除の見直し、特定親族特別控除の創設、扶養親族等の所得要件の改正）が行われました。

さらに、令和8年分以後の給与の源泉徴収事務においても対応が必要です。どのような変更があり、どのように対応する必要があるのか？ 以下で、その注意点を整理しておきます。

### .....令和8年分以後の給与の源泉徴収事務における注意点.....

#### 注意点① 扶養控除等(異動)申告書の記載事項の変更

令和7年分までの扶養控除等（異動）申告書には、「控除対象扶養親族」を記載することになっていましたが、令和8年分以後の扶養控除等（異動）申告書には、「控除対象扶養親族」に、特定親族に該当する人のうち合計所得金額が100万円以下である人を加えた「源泉控除対象親族」を記載することとされました。

#### 注意点② 扶養親族等の数の算定方法の変更

令和7年分までの源泉徴収事務においては、基本的に「源泉控除対象配偶者」及び「控除対象扶養親族」の数を基に扶養親族等の数を算定していましたが、令和8年分以後においては、基本的に「源泉控除対象配偶者」及び「源泉控除対象親族」の数を基に扶養親族等の数を算定することとされました。

〈補足〉令和8年分以降の「給与に対する源泉徴収税額の算出率の表」においても、基本的に「源泉控除対象配偶者」及び「源泉控除対象親族」の数を基に扶養親族等の数を算定することとされました。

#### 注意点③ 源泉徴収税額表の改正

令和8年1月1日以後に支払うべき給与については、令和7年度税制改正の内容を反映した「令和8年分 源泉徴収税額表」を使用して源泉徴収税額を求める必要があります。

〈補足〉「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」も改正されたので、令和8年1月1日以後に支払うべき賞与については、「令和8年分 賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」を使用して、源泉徴収税額を求める必要があります。

★令和8年1月に支払う給与からの所得税の控除は、上記の新たなルールに沿って行うことになります。新たな扶養控除等（異動）申告書の記載内容などを確認し、新たな源泉徴収税額表を用いるようにしましょう。必要であれば、国税庁の「令和8年分 源泉徴収税額表」のダウンロードページのURLをお伝えしますので、気軽にお声掛けください。

**注目**

## 高市政権で初の総合経済対策を決定

令和7年11月下旬、高市政権では初の経済対策となる「『強い経済』を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」が決定されました。この総合経済対策の規模は、21.3兆円程度（①一般会計の歳出：17.7兆円程度、②減税：2.7兆円程度、③特別会計：0.9兆円程度）で、昨年度の総合経済対策を大きく上回る規模となっています。

### .....「強い経済」を実現する総合経済対策の3つの柱と気になる施策.....

#### □ この総合経済対策の3つの柱

- 第1の柱：生活の安全保障・物価高への対応
- 第2の柱：危機管理投資・成長投資による強い経済の実現
- 第3の柱：防衛力と外交力の強化



#### □ 気になる施策(主に企業実務に影響をあたえそうなもの)

第1の柱では、足元の物価高への対応、地方の伸び代の活用と暮らしの安定、中小企業・小規模事業者をはじめとする賃上げ環境の整備を図ることとしています。具体的な施策をみると、次ページのような内容も盛り込まれています。

(次ページへ続く)

- 賃上げの裾野を正社員以外にも広げる観点から、非正規雇用労働者の処遇改善等を行う事業者を支援するキャリアアップ助成金の活用を促進する。
- 物価高の影響を受ける中低所得者の支援のため、給付付き税額控除の制度設計に着手するとともに、基礎控除の物価に連動した引上げについて、令和8年度税制改正で検討し、結論を得る。
- 物価高の影響を強く受けている子育て世帯を支援するため、0歳から高校3年生までのこどもたちに1人当たり2万円の物価高対応子育て応援手当（仮称）を支給する。

★この総合経済対策に係る予算を中心に、一般会計の歳出総額で18兆3,034億円を計上した「令和7年度補正予算」が令和7年12月16日の参議院本会議で可決・成立しました。今後、どのように具体化されるのか？ 動向に注目です。

## 施行済みの改正 **マイカー等通勤者の通勤手当の非課税限度額が改正されました**

「自動車や自転車などの交通用具を使用している給与所得者に支給する通勤手当の非課税限度額」が引き上げられました。そのポイントを確認しておきましょう。

……………いわゆるマイカー等通勤者の通勤手当の非課税限度額の改正のポイント……………

【改正後の1か月当たりの非課税限度額】

区 分	課 税 さ れ な い 金 額		
	改 正 後 (令和7年4月1日以後適用)	改 正 前	
① 交通機関又は有料道路を利用している人に支給する通勤手当	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)	同 左	
② 自動車や自転車などの交通用具を使用している人に支給する通勤手当	通勤距離が片道55km以上である場合	38,700円	31,600円
	通勤距離が片道45km以上55km未満である場合	32,300円	28,000円
	通勤距離が片道35km以上45km未満である場合	25,900円	24,400円
	通勤距離が片道25km以上35km未満である場合	19,700円	18,700円
	通勤距離が片道15km以上25km未満である場合	13,500円	12,900円
	通勤距離が片道10km以上15km未満である場合	7,300円	7,100円
	通勤距離が片道2km以上10km未満である場合	4,200円	同 左
通勤距離が片道2km未満である場合	(全額課税)	同 左	
③ 交通機関を利用している人に支給する通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額 (最高限度 150,000円)	同 左	
④ 交通機関又は有料道路を利用するほか、交通用具も使用している人に支給する通勤手当や通勤用定期乗車券	1か月当たりの合理的な運賃等の額と②の金額との合計額 (最高限度 150,000円)	同 左	



★自動車や自転車などの交通用具を使用して通勤している方に通勤手当を支払っている企業では、チェックしておく必要があります。該当者がいる場合は、国税庁の資料などを紹介いたしますのでお声掛けください。

なお、電車やバスなどの交通機関のみを利用して通勤している場合の通勤手当の非課税限度額については、改正はありません。

□ この改正は、令和7年11月20日に施行され、令和7年4月1日以後に支払われるべき通勤手当（同日前に支払われるべき通勤手当の差額として追加支給するものを除きます）について適用されます。



- |      |   |
|------|---|
| 1/13 | ● 12月分の源泉徴収税・住民税特別徴収税の納付                    |
| 1/20 | ● 特例による源泉徴収税額の納付（令和7年7～12月分）                |
| 2/2  | ● 12月分健康保険料・厚生年金保険料の納付                      |
|      | ● 11月決算法人の確定申告と納税・翌年5月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで） |
|      | ● 労働保険料の納付（第3期分）                            |
|      | ● 労働者死傷病報告書の提出（休業4日未満／令和7年10月～12月分）         |
|      | ● 給与支払報告書の提出（市区町村） ● 法定調書の提出（税務署）           |

